

第3期

北区地域包括ケアシステム推進方針 (案)

令和 7 年度(2025 年度)～令和 9 年度(2027 年度)



令和6年(2024年)8月

熊本市北区役所

目 次

I 策定の趣旨	1
II 北区地域包括ケアシステム推進方針の位置づけ	2
III 期間	2
IV 熊本市の高齢者の現状	3
V 北区の現状	4
VI 基本理念	6
VII 基本方針	6
VIII 計画の目標	6
IX 具体的な重点取組	8
X 推進体制	11

I 策定の趣旨

全ての団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を目前に控え、今後も人口減少と少子高齢化が急速に進行していく見込みであり、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口（令和5年推計）」においては、団塊ジュニア世代が65歳以上となる17年後の令和22年（2040年）には、総人口が現在の約9割に減少し、高齢化率も約35%になると推計されています。この傾向は、本市においても同様であり、年少人口と生産年齢人口は減少するのに対し、高齢者人口は2045年頃まで増加をし続け、その後横ばいで推移する見込みです。

また、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の感染対策として、外出自粛や家族・友人との交流機会の制限などが呼びかけられたこと等により、地域における通いの場が減少するとともに、社会的孤立の進行や身体機能等の低下による要介護リスクの増加が懸念されます。令和5年（2023年）5月から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となりましたが、引き続き感染対策には留意しつつ、さらなる介護予防の推進など、これからの課題を視野に入れた取組を体系的に推進する必要性があり、だれもが、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいといった各サービスを包括的・継続的に提供する仕組み（地域包括ケアシステム）のさらなる充実が必要となっています。「北区地域包括ケアシステム推進方針」は、北区地域包括ケアシステム構築にあたって、市民（地域）及び関係機関・団体・行政等が取り組む方向性を共有するために策定するもので、今後一人ひとりが生きがいと尊厳を持って、お互いに支え合いながら、住み慣れたこの北区で、その人らしく健康に安心して暮らすことができるよう、それぞれの活動・事業を展開していきます。

北区のめざす姿

「ず～っと住みたい “わがまち北区”」

Ⅱ 北区地域包括ケアシステム推進方針の位置づけ

北区地域包括ケアシステム推進方針は、「熊本市総合計画」の分野別計画に位置付けられる「熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（くまもとはつらつプラン）」に基づき、北区における地域包括ケアシステムを推進していくためのものです。

Ⅲ 期間

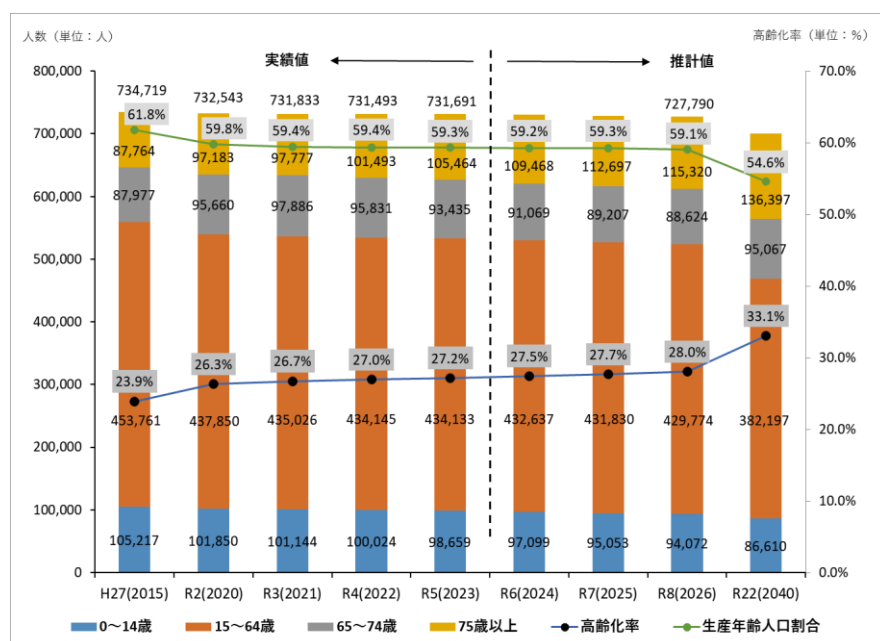
熊本市地域包括ケアシステム構築の推進計画として位置づけている「第9期熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「くまもとはつらつプラン」という）」の計画期間（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））を基本とし、令和6年度中に策定を行い、令和7年度（2025年度）～令和9年度（2027年度）の3年間を北区の計画期間とします。

Ⅳ 熊本市の高齢者の現状

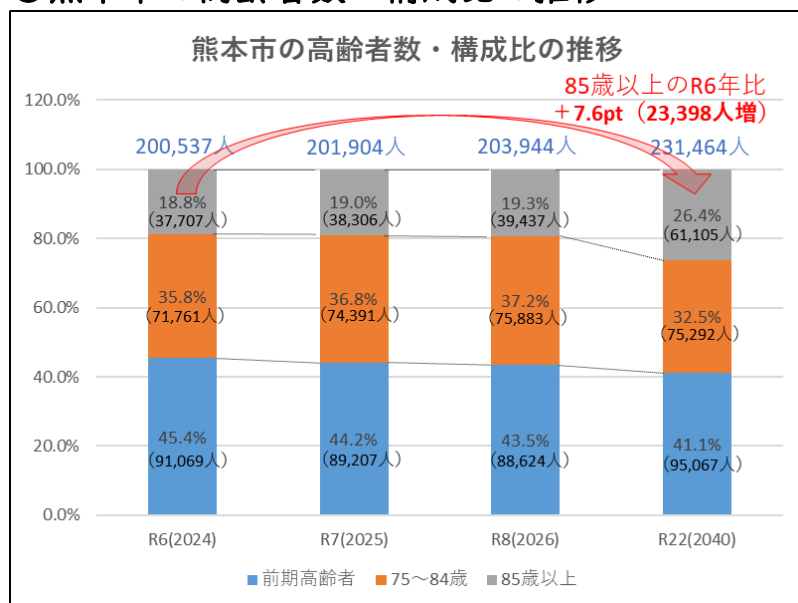
本市の高齢化率は、介護保険制度が開始した平成 12 年（2000 年）は 16.3%でしたが、以降、年々上昇し、令和 5 年（2023 年）には 27.2%と 10.9 ポイント上昇しました。令和 22 年（2040 年）には、高齢化率は 33.1%に達することが見込まれ、特に後期高齢者数の増加が見込まれます。

一方、15～64 歳までの生産年齢人口は減少傾向が継続し、全体人口が減少する中で高齢者の数は増え、少子高齢化が進行すると想定されています。

○熊本市の高齢者数と高齢化率の推移



○熊本市の高齢者数・構成比の推移



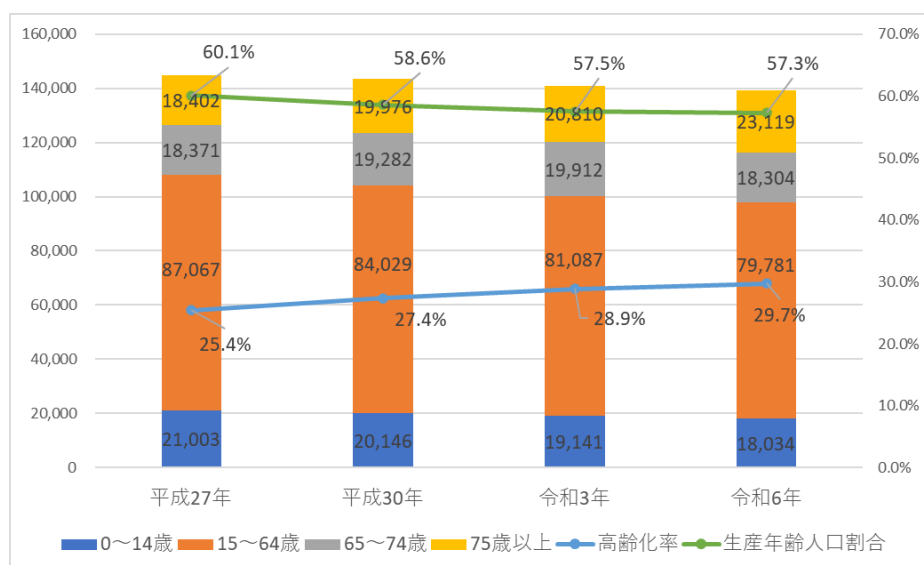
※「熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（くまもとはつらつプラン）令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）」より抜粋

※推計値は令和 5 年（2023 年）10 月 1 日時点の住民基本台帳人口に国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年（2018 年年推計）の仮定値をもとに算出。

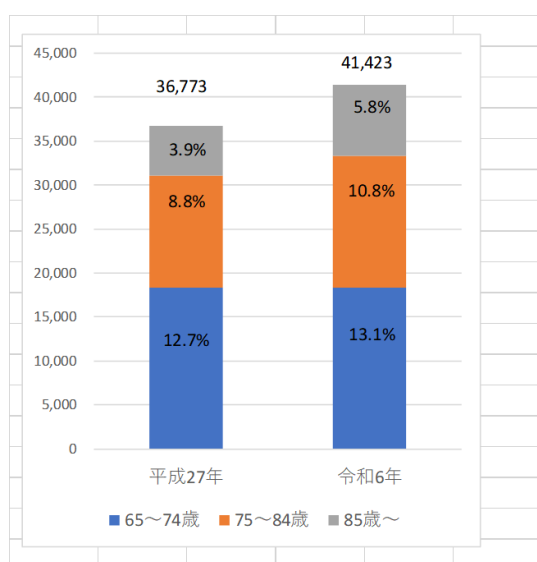
V 北区の現状

北区の人口は減少傾向にあり、年少人口、生産年齢人口ともに減少しています。一方、高齢者は増加しており、北区の高齢化率は令和6年(2024年)4月時点で、29.7%と市や他区と比較して高く推移しています。2040年には33.9%と推計されており、今後要介護（支援）者や認知症高齢者が増加することが見込まれます。

○北区の人口と高齢化率の推移

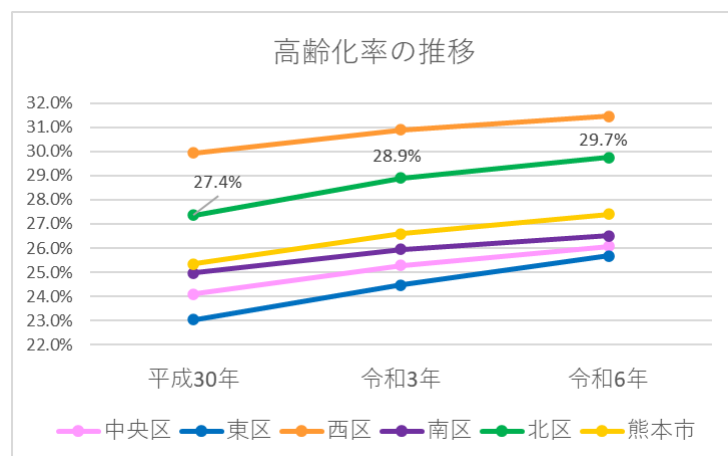
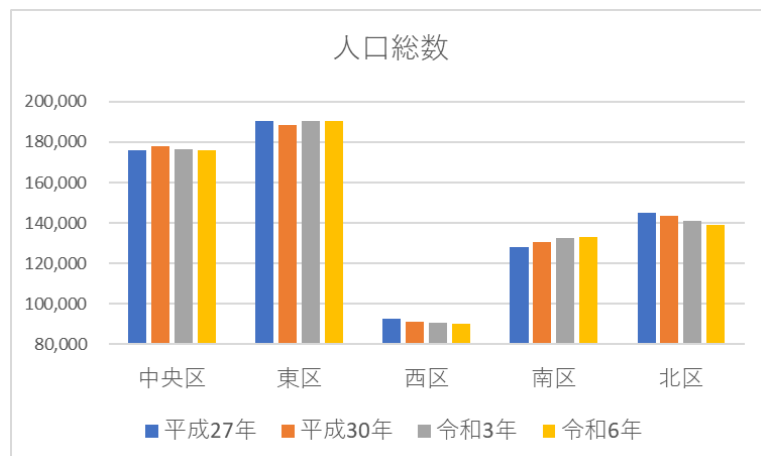


○北区の高齢者数の推移



※人口は住民基本台帳（熊本市統計情報室）より各年の4月1日

○人口総数と高齢化率 他区との比較

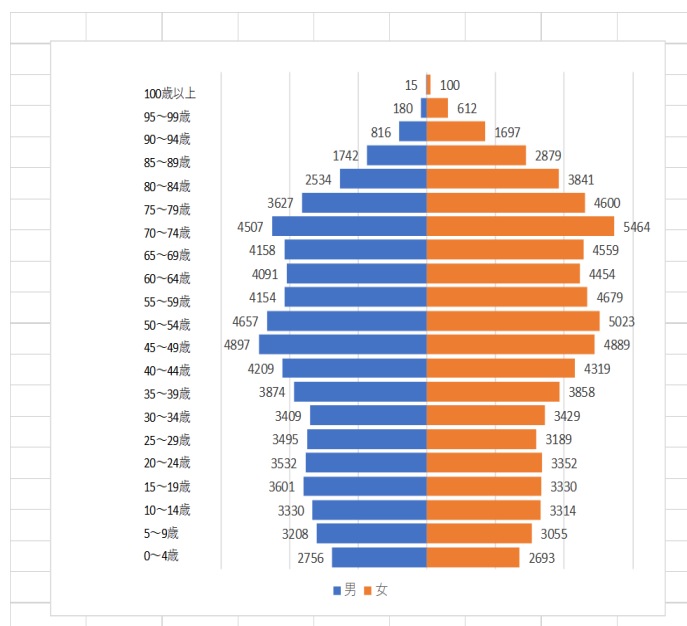


※人口は住民基本台帳（熊本市統計情報室）より各年の4月1日

○北区の人口構成と将来推計

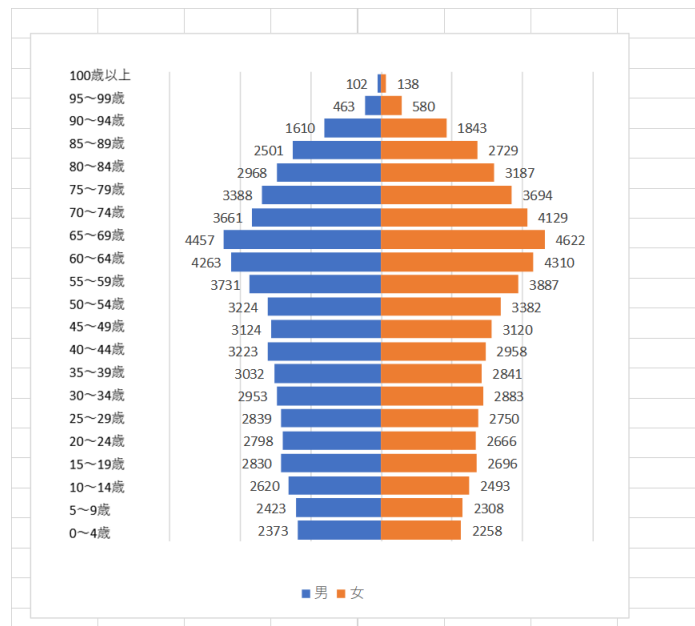
【2023（R5）年】

人口 140,128 人 高齢化率 29.5%



【2040 年（推計）】

人口 118,057 人 高齢化率 33.9%



熊本市 校区カルテ【第3版】区役所比較版 より抜粋

※将来推計は、2010～18年の間の5年間ごとの人口変化率の平均をもとに、2015年を基準として算出。2010～18年の間に、外的な要因（駅の新設や大規模開発等）で大きな人口変動があった場合は、予測値が極端な値となる可能性がある。

Ⅵ 基本理念

「一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきとその人らしく安心して暮らし続けられる社会」の実現を基本理念とします。

Ⅶ 基本方針

方針１ 高齢者等が安心して過ごせる「仕組みづくり」に取り組みます

方針２ 高齢者等と一緒に楽しく過ごせる「場づくり」に取り組みます

方針３ 高齢者等を地域みんなで支える「人づくり」に取り組みます

Ⅷ 計画の目標

１．健康づくり（介護予防）の推進

高齢者の「健康」を考える場合には、生活習慣病等の発症及び重症化予防に加え、「フレイル」予防に取り組む必要があります。早期から運動習慣の形成やオーラルフレイル対策、低栄養状態の改善、地域活動への参加等に取り組むことで、その進行を緩やかにし、健康な状態にもどすことができます。住民にとって身近な場所で健康づくり活動・介護予防活動が行えるよう地域における「通いの場」の創出・維持・活動支援に取り組み、通いの場の増加を目標とします。

※フレイルとは、加齢に伴い心身の活力（運動機能、認知機能、社会とのつながりなど）が低下し、介護が必要になりやすい虚弱な状態のことです。

【地域における通いの場の数】

	基準値 【令和 5（2023）年度】	目標値 【令和 9（2027）年度】
地域の通いの場の数	2 3 4	2 4 4

※地域の通いの場とは、「くまもと元気くらぶ」「地域支え合い型サービス（通所型サービス B）」「いきいきサロン」として社会福祉協議会が把握しているもの、各包括で把握している通いの場をさす。

2. 高齢者の見守り（認知症の人・その家族への支援）

全国的にも認知症の人が増加していくことが見込まれる中、認知症の予防等を推進しながら認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進することが重要です。認知症になっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症の人自身への支援に加え、その家族に対する支援に取り組みます。また、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできるだけ手助けする認知症サポーター養成数の拡充を図ります。その指標として認知症サポーター養成講座の受講者数の増加を目標とします。

【認知症サポーター養成講座の受講者数】

	基準値 【令和 5（2023）年度】	目標値 【令和 9（2027）年度】
認知症サポーター養成講座の受講者数	1,063 人	1,200 人

※認知症サポーターとは、認知症の人々の「応援者（サポーター）」のことです。特別なことをする人ではなく、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かい目で見守る人です。

IX 具体的な重点取組

方針Ⅰ 高齢者等が安心して過ごせる「仕組みづくり」に取り組みます

○高齢者の社会参加・健康づくりの推進

スポーツ施設や公民館の趣味活動などの情報収集や情報共有を行い、社会参加や健康づくりを推進します。

○自立支援・重症化防止を推進

自立支援型地域ケア会議で多職種による協議の場をもつことにより、自立支援に資するケアマネジメント力の向上につなげます。

また、通いの場などの活動を通じて、自立意識の醸成と重度化防止を推進します。

○インフォーマルサービスの見える化を推進

移動販売や食事の宅配サービス等の情報の発掘、見える化に取り組みます。

○障害のある高齢者や障害者を支える高齢者の支援

地域包括支援センターと障がい者相談支援センターとの連携を深め、障がいのある高齢者等への一体的な支援につなげます。

○「人生の最終段階に受けたい医療」の普及・啓発

自らが人生の最期をどのように迎えたいかを考えるきっかけとなるよう、エンディングノートの啓発を行います。また、身寄りがない方などでも、医療機関等へ自身の最期の希望を伝える手段となるよう普及を促進します。

○地域とのつながりづくりの推進

地域資源や地域活動を市民・ケアマネ・医療機関へ周知することで、地域活動へのつながりを推進します。

○民間企業等と連携した見守り体制づくり

民間企業等との情報交換や認知症サポーター養成講座の開催を通じて、地域における見守り体制を進めます。

方針2 高齢者等と一緒に楽しく過ごせる「場づくり」に取り組みます

○元気くらぶなど住民主体の通いの場の活動支援

市民にとって身近な場所での介護予防活動が行えるよう地域における「通いの場」の創出・活動支援に取り組みます。また活動支援を通じて、健康づくり・介護予防を推進します。

○地域支え合い型サービスの創出や活動の支援

市民主体の支え合い体制の中で運営するサービスとして、新規創出・活動支援に取り組みます。

○認知症予防に向けた取り組みの推進

通いの場等において、認知症予防に関する情報提供を行います。

※「認知症予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

○認知症カフェの活動支援

立ち上げや活動継続を支援し、認知症の本人への支援に加え、認知症の人を介護する家族の不安、負担軽減をはかります。

※認知症カフェとは

「認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場」で、主に民間の介護事業所や地域のボランティアなどで運営されています。

方針3 高齢者等を地域みんなで支える「人づくり」に取り組みます

○認知症サポーター及びキッズサポーターの養成

地域や学校、民間企業等と連携し、認知症サポーター（キッズサポーター）養成講座を開催し、一層の認知症の理解につなげます。

○チームオレンジの立ち上げ支援

立ち上げを支援し、認知症の本人への支援に加え、認知症サポーターの活躍の機会の拡充に努めます。

※「チームオレンジ」とは

地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。

○介護予防サポーターの活動支援

介護予防サポーター等の育成により、地域で活躍する市民を増やし、担い手の育成につなげます。また活躍できる高齢者がボランティア活動をすることにより、生きがいづくりにつなげます。また介護予防サポーターと通いの場における支援ニーズへのマッチングを進め、活動を支援します。

その他の取り組み

○要介護状態の原因となる骨折予防（フレイル予防・転倒予防・骨粗しょう症）の啓発

通いの場などの活動を通じて、フレイルの予防や転倒による骨折予防、骨粗しょう症の予防についての啓発活動を実施します。また世代に応じた骨折予防を推進します。

○生活習慣病の予防の啓発

要介護状態の原因となる脳血管疾患の予防について、世代に応じた予防の啓発活動を実施します。

X 推進体制

地域包括ケアシステム推進会議はより効果的に進めるために、日常生活圏域、各区域、市全域と3層構造で推進体制を組織しています。

○第3層：日常生活圏域単位

高齢者支援センターささえりあを中心として、各まちづくり等とも連携しながら、地域の特性・実情に合わせた地域包括ケアシステムの強化を推進します。また地域ケア会議を通して、個別ケースが抱える課題から地域課題を見出し、第2層へ共有します。

○第2層：区単位

区役所を中心として、第3層から共有された地域課題に対し、区の特性を生かしながら日常生活圏域を超えた連携体制を強化するとともに、地域課題の解決におけた取組を進めていきます。その中で、市全体に関わる共通課題を見出し、第1層へ共有します。

○第1層：市全域

市役所内の高齢者支援部を中心として、関係機関・団体等と連携しながら、第2層から共有された共通課題への対策を検討し、解決に向けた取り組みを進めます。

